

旅行会社様各位

【日本路線運休に伴う未使用航空券の対応方法について】

2020年3月25日までにGDSにて発券された未使用航空券について、旅客への措置(選択肢)、および貴社での手続方法について以下の通りご案内致します。

1 クレジットシエル

➤ 航空券の有効期限を延長する制度です。詳細は次項をご参照下さい。

2 変更 ※GDSにスケジュール、および実残席数が表示されるまで変更は出来ません。

➤ 予約変更は発券済搭乗日(往路)から1年以内の下記特定日除く空席のある便へ何回でも可能です。

特定日：※運航再開決定時に発表いたします。

➤ PNRのページを回避する入力(アンブックスセグメント等)をGDSにて行って下さい。

例 INFIIの場合 OSL301T20APRNRRTDMKYK1

※便名・クラス・区間・人数は発券済内容通り、日付は暫定的に入力(操作)日。

➤ 同一クラスに空席がある場合は貴社にて予約、およびReissueを行って下さい。 ※手数料不要

➤ 同一クラスに空席がない場合はSL本社承認が必要です。最も低いクラスで予約後、PNRを貼付のうえ otoiawase@departuresinc.com ヘメールにてご依頼下さい。

3 空港税払戻し

➤ YRを除く空港税の払戻しはRAN申請を行って下さい。Refund ReasonはDue to UNと記して下さい。申請期限は搭乗日(往路基準)から90日以内です。

※運賃を含め申請された場合、RANは承認されませんのでご注意ください。

【 クレジットシェルについて 】

クレジットシェルとは未使用航空券の運賃・税額を搭乗日以降1年間保持し、再利用に充当出来る制度です。 タイ ライオンエアの航空券の有効期限は搭乗日(便)までのため、有効期限延長の扱いになります。

利用条件

- 航空券の有効期限延長は予約(発券)済み最初の搭乗日から1年間
- 予約(発券)済み搭乗日前までに延長手続きを完了すること ※下記手続方法参照
- 延長後の有効期限内に新たな予約・支払(差額)を完了すること ※下記手続方法参照
- 新たな予約は有効期限内に旅程を完了すること
- 予約は空席のある便へ何回でも変更可 ※オリジナル航空券記載クラスと同一の場合は差額なし
- 新たな旅程と未使用航空券の運賃・税額と差額が生じる場合は差額を徴収
- 出発地・目的地の変更可、ただし運賃・税額に差額が生じる場合は差額を徴収
- ドムアン以遠の乗継便がある場合、同一予約記録になっていること
- 延長後の有効期間内であればYRを除く空港税のみ払戻し可

手続方法

1. PNRのページを回避する入力(アンブックスセグメント等)をGDSにて行って下さい。
例 INFIIの場合 0SL301T20APRNRTDMKYK1
※便名・クラス・区間・人数は発券済内容通り、日付は暫定的に入力(操作)日。
2. 発券済み搭乗日の2営業日前までに otoiawase@departuresinc.com へPNRと航空券番を貼付しメールにてご依頼ください。 件名はCredit Shell RQと記して下さい。
3. 弊社にて延長処理後、有効期限をメールにてご案内致します。
4. 新たな旅程が決まり次第、延長期限内の遅くとも搭乗日の5営業日前までメールにてお知らせ下さい。 ※あらかじめGDSで空席をお調べのうえ予約可能な便をご依頼下さい。
5. 弊社で予約作成後、運賃・税額に差額がない場合は新たな航空券をお送りします。
6. 差額が生じる場合は請求書をお送りし、着金確認後、新たな航空券をお送りします。

※クレジットシェル適用期間の365日間から2022年3月31日への変更に伴う手続きは不要です。
PNRまたは航空券記載期日にかかわらず2022年3月31日を有効期限とします。